



2013年11月27日

各位

会社名 東洋ゴム工業株式会社  
コード番号 5105  
代表者名 代表取締役社長 信木 明  
問合せ先 取締役  
常務執行役員 久世 哲也  
TEL (06) 6441-8804

自動車用部品に関する米国司法省との合意について

1. 事実の概要

当社は、2013年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金1億2000万米ドル（約122億円）を支払うこと等を内容とする司法取引に合意致しました。

2. 決定の理由

当社グループは、これまで米国司法省が実施してきた調査に全面的に協力して参りました。この度、適用法令、調査により判明した事実関係等を総合的に勘案した結果、司法取引に応じる意思決定を致しました。

3. 当社の業績に与える影響

本年11月12日に公表した「特別損失（米国独占禁止法関連引当金）の発生に関するお知らせ」でご案内のとおり、平成25年12月期第3四半期において「独禁法関連引当金繰入額」として約117億円を計上しておりますので、同日付で公表した平成25年12月期通期業績予想に変更はありません。

4. 法令遵守の徹底と再発防止

当社グループは、法令遵守の徹底と信頼回復に努め、今後も引続き、再発防止に向けて、教育及び法令遵守のプログラム、並びに内部監査機能の強化を推進して参ります。

5. 役員報酬の自主返上

経営陣として深い反省を込め、また法令遵守徹底への誓いを示すため、次のとおり役員報酬の一部返上を行うことと致しました。

代表取締役	月額報酬の30%	3ヶ月間
取締役	月額報酬の20%	3ヶ月間
社外取締役・執行役員	月額報酬の10%	1～3ヶ月間

また、監査役からの申し入れにより、監査役報酬の一部を自主返上することになりましたので、併せてお知らせ致します。

以上